

情報ボックス

お知らせ

安曇野市名誉市民 高橋節郎先生を偲ぶ会

安曇野市名誉市民である高橋節郎先生が、平成19年4月19日にご逝去されました。

市では、安曇野が生んだ偉大な芸術家であり、漆芸の発展と美術文化の向上に多大な貢献をされ、その辿った足跡や生前のありし日を偲ぶために、青春時代まで過された生家のある記念美術館を会場に「高橋節郎先生を偲ぶ会」を開催します。皆様とともにご遺徳を偲びたいと存じます。なお、平服でお越しください。

- 日時 9月16日(日)午後2時～
- 場所 安曇野高橋節郎記念美術館
- 問い合わせ 安曇野高橋節郎記念美術館(TEL81・3030)

高橋節郎先生追悼音楽会 池末みゆきライアーコンサート

安曇野高橋節郎記念美術館友の会では、高橋節郎先生を偲ぶ会にあわせて、追悼音楽会を開催します。先生の作品である蝶鈿で装飾された小型の竖琴ライアーの披露をかねて、池末みゆきさんによるライアーコンサートを開催します。

- 日時 9月16日(日)午後4時～5時30分
- 場所 安曇野高橋節郎記念美術館
- その他 入場無料です。コンサート開始前には、抹茶のおもてなしもあります。
- 問い合わせ 安曇野高橋節郎記念美術館友の会事務局(TEL81・3030)

BOX Check

クマの出没にご注意を



昨年は全国的にツキノワグマの人里への出没が多く、安曇野市でも各総合支所に連絡があったものだけでも163件の目撃情報が寄せられました。今年もこれから果樹などが実り、人里にクマのエサが多くなることや、きのこ採りなどで山に入る機会も多くなりますので、クマの被害に遭わないように十分な注意をお願いします。

クマは、本来、臆病な動物で、通常は人間に気付けば、逃げたりするため、めったに出会うことはありませんが、ぼったり出会ってしまい、人身事故につながってしまうことがあります。特に子連れは、神経質になっていますので、クマに遭わないために次のことを心掛けましょう。

- 森林への立ち入りや山際の農地での作業をする場合は、クマに人間の存在を知らせるため、笛や鈴を鳴らしたり、ラジオをつけるようにしましょう。
- クマの活動が活発になる明け方・夕暮れ時の外出はなるべく避けましょう。
- クマのふんや足跡を見つけたら引き返しましょう。

特に穂高・堀金・三郷地域の森林は、ツキノワグマの生息地です。クマはすぐ近くの森林にいます。クマの目撃情報や被害にあった場合は、耕地林務課または各総合支所産業建設課へご連絡ください。

- 問い合わせ 三郷総合支所内産業観光部耕地林務課(TEL77・3111) または各総合支所産業建設課

穂高地域・開発事業の承認

穂高町まちづくり条例の規定により、市長が承認した事業は次のとおりです。

- 平成19年6月の開発審査分(承認日 平成19年7月13日)
- 株式会社 大八木建設の開発事業
 - ・場所 穂高有明478番1他1筆
 - ・開発面積 1,857㎡
 - ・目的 事務所の建設
- 有限会社 浅川不動産の開発事業
 - ・場所 穂高2395番
 - ・開発面積 2,672㎡

株式会社セフーイレブン・ジャパンの開発事業

区画

- ・目的 建売分譲住宅の建設9
- ・場所 穂高北穂高2807番1他3筆
- ・開発面積 2,698㎡
- ・目的 コンビニエンスストアの建設
- 奥原茂樹の開発事業
 - ・場所 穂高柏原4350番1
 - ・開発面積 399・50㎡
 - ・目的 住宅と事業所の建設
- 日立キャピタル株式会社の開発事業
 - ・目的 宅地分譲9区画

アル・コ興業株式会社の開発事業

区画

- ・場所 穂高柏原2843番15他1筆
- ・開発面積 1,958㎡
- ・目的 事務所と倉庫の建設レンタル重機の洗車場および置き場
- アル・コ興業株式会社の開発事業
 - ・場所 穂高柏原1830番他1筆
 - ・開発面積 2,710・84㎡
 - ・目的 建売分譲住宅の建設9区画
- 株式会社寿企の開発事業
 - ・場所 穂高5989番1他5筆
 - ・開発面積 2,970・22㎡
 - ・目的 宅地分譲9区画

安曇野市議会 9月定例会 会期日程(予定)

市議会9月定例会を次のとおり開会します。皆さんの傍聴をお待ちしています。

- 会期 9月3日(月)～26日(水)
 - 時間 午前10時 開会
 - 場所 堀金総合支所議会議棟3階
 - *市民に開かれた議会へ* 移動して委員会を開きます。今回は「総務委員会」を豊科総合支所で行います。
 - 日時 9月13日(木)・18日(火) 午前10時
- ※ただし、13日に終了した場合は、18日は行いません。その場合は、防災無線でお知らせします。

- 傍聴方法 当日、傍聴人受付簿に住所・氏名を記入し、傍聴してください。
- 問い合わせ 堀金総合支所内議事事務局(TEL72・3106)

国民健康保険からお知らせ

「うっかり」が多い 喪失の手続きを忘れずに

- 国民健康保険制度は、助け合いの制度○
- 国民健康保険(以下、国保)は、いつ起こるか分からない病気やケガなどに備えて、加入者の皆さん(被保険者)・国・県・市(保険者)がそれぞれお金を出し合い、必要な医療費や健康の保持と増進のため、給付や事業を行う助け合いの制度です。また、勤務先の健康保険や共済組合などに加入している人、生活保護を受けている人を除き、すべての人が国保に加入しなければなりません。(外国人登録をしている人で、1年以上滞在を予定する人も国保に加入しなければなりません)
- 健康保険に加入したら○
- 国保への加入も喪失も手続きが必要になりますが、特に忘れてしまいがちなのが会社などに就職し、新たに健康保険に加入したときの国保の喪失手続きです。
- 新たに勤務先から被保険者証の交付を受けたら、遅滞なく国民健康保険の資格喪失届出をお願いします。また、医療機関等を受診する場合は、必ず勤務先から交付された被保険者証を提示してください。被保険者証の提示をせず、診察券等だけの提示で診療を受けた場合は、受診した医療機関へ被保険者証が変更されたことを連絡してください。国保の資格喪失手続きをせず、国保の被保険者証を病院で提示すると、国保で支払った給付費を返納していただくことがあります。手続きの期間は加入したときから14日以内となります。必要書類などの詳細は、下記までお問い合わせいただくか、「暮らしのガイドブック」38ページをご覧ください。
- 問い合わせ
 - 市民課国保年金担当(TEL82・3131)
 - または各総合支所市民課国保年金係

- ◇お詫びと訂正◇
- 8ページ初めのオヘア講座の申し込み・問い合わせ先の電話番号【誤】(TEL82・5070)【正】(TEL82・5970)
- お詫びして訂正します。